

経営者のための やさしい企業年金教室

2023年2月1日

45 時限目：中小企業の確定拠出年金導入について

政府は、令和4年10月下旬の臨時閣議で、新たな総合経済対策（物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策）を決定しました。

この中では「新しい資本主義」の加速として、高スキル人材を惹きつける賃上げによる生産性向上の推進が明記されました。また、総理コメントでは人への投資の抜本強化や成長分野への人員移動支援の他、NISA（少額投資非課税制度）、iDeCo（個人型確定拠出年金）を拡充し、資産運用収入の倍増が表明されました。

■中小企業の企業年金

大企業では高スキル人材確保等を目的として確定給付企業年金（DB）や企業型確定拠出年金（DC）の導入および従業員に対するライフプラン投資教育等を進めている会社も多くなっています。しかし、従業員数300人以下の中小企業では、適格退職年金の廃止や厚生年金基金（総合型）の解散により、企業年金という退職給付制度がなくなってしまった企業も見受けられるのが現状です。

しかし、従業員の老後生活を支え長く安心して働くことができる環境を整え、優秀な人材確保や企業の持続可能性のための方策の一つとして企業年金を導入することは重要と思われ

ます。

以下に中小企業とDC制度の主なメリットと課題をまとめてみます。

【中小企業に対するDC制度のメリット】

- ①退職給付の外部積み立て
- ②資金準備の平準化
- ③掛金の全額損金算入
- ④資産運用の管理負担軽減
- ⑤人手不足解消に向けた福利厚生充実
- ⑥人材の長期定着に向けた福利厚生充実

【中小企業のDC制度の課題】

- ①制度運営コスト
- ②事務負担
- ③投資教育
- ④拠出限度額

■中小企業のDC制度導入方式

導入課題を少しでも低減した中小企業でも導入し易い確定拠出年金制度をご紹介します。

【総合型確定拠出年金（総合型DC）】

法人が共同で設立する確定拠出年金で、多くの参加企業が規約や運用商品等を共有することにより、制度運営コストが抑えられる中小企業向けの企業年金制度です。業種、事業所の所在地等による制限は原則なく（連合型と呼ばれるものには一部制限有）制度導入や運営・事務手続きが簡素化されます。また、参加企業ごと

経営者のための やさしい企業年金教室

に加入資格や掛金算定方法、給付設計などの設定が可能で、スケールメリットにより、制度導入・運営費用逓減できる大きな特徴があります。

【中小事業主掛金納付制度（iDeCo プラス）】

iDeCo プラスは福利厚生制度であり退職金制度ではありませんが、個人型確定拠出年金制度を企業が支援する形で企業型確定拠出年金制度に相似する資産運用メリットを企業・従業員ともに享受することができる制度です。

本制度の拠出対象者は iDeCo に加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した加入者で、一定の資格で拠出対象者の範囲を設定することができます。

【その他】

○簡易型企业年金（簡易型 DC）

設立条件をある程度パッケージ化簡易化した中小企業向け年金制度。導入条件もパッケージ化されているため、独自条件に適合しにくい

点が難点といえます。

○選択制企業型 DC

従業員が給与の一部を確定拠出年金に拠出し、老後の資産形成を自らの意思に基づき、積み立てていくことが可能な制度です。給与切り出し方式のため企業の負担や個人の社会保険料の負担が少なくなりますが、その分将来の社会保険給付にも影響があることを考慮する必要があります。

以上、中小企業でも導入しやすい各種制度をご紹介します。最後に確定拠出年金のメリットと留意点を一覧表にします。DC 導入の検討にご参照ください。

企業年金相談センター（NPO 法人企業・団体
支援日本 FP 協議会） 大西 浩

【確定拠出年金のメリットと留意点】

[メリット]
1. 運用益・掛金に税制上の優遇有 ⇒運用益が全額再投資され、福利運用の効果も高くなる。加入者が負担した掛金は所得税・住民税の軽減効果がある。
2. 60歳から受給できる（老後資金の確保） ⇒公的年金の受給開始は将来65歳からとなるが、DCは一定条件を満たすと60歳から受給できる。
3. ポータビリティがある ⇒転職しても資産を移管して掛金拠出や資産運用を続けることができる。
4. 受給時にも税制上の優遇有 ⇒年金での受け取りでは公的年金等控除、一時金での受け取りでは退職所得控除を受けることができる。

[留意点]
1. 途中でやめることができない ⇒1度加入すると、原則60歳までやめることができない。（老後資金として確保されているため）
2. 途中で現金化することができない ⇒原則60歳までは資産を現金化できない。途中で加入資格を喪失しても脱退一時金の支給条件を満たせない場合は、60歳まで運用を続ける。
3. 運用リスクを加入者が負う ⇒資産運用のリスクは加入者が負い、将来の受取額は運用の結果により異なる。
4. 利用できる金融商品が限定される ⇒運営管理機関が提供する金融商品から運用商品を選択する。（ただし個人型DCでは運用管理機関を加入者が選択できる）
5. コスト負担がある ⇒事務費などの手数料が発生する。